

平成30年度 市民の声一覧(平成30年4月分～9月分)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	回答(対応)内容の概要 (公表用)	担当課
7月	市の施設・公園	地域の公民館に休憩所を設けてほしい	この猛暑で、クーラーのない人は死亡するおそれもある。地域の公民館に休憩所を設けるなど、気軽に涼める場を提供してほしい。	ふれあいセンター(三里ふれあいセンター及び弥右衛門ふれあいセンターを除きます。)、コミュニティセンターには、ふれあいサロンがあり、職員が常駐している火曜日から土曜日の午前9時から午後5時までどなたでもご利用いただくことが可能です。 また、職員が常駐している市立公民館(生涯学習課所管では、中央公民館、旭文化センター、鏡公民館、土佐山公民館、春野公民館5館)では、ロビー等の休憩スペースで涼んでいただくことができます。 お気軽に休憩所としてご活用ください。	地域コミュニティ推進課 生涯学習課
8月	市の施設・公園	点字図書館の点字ブロックについて	以前の点字図書館において、点字ブロックを歩行していたところ、人と衝突して転んだ。安全管理措置としてガードパイプを付ける等の安全対策等をしてはどうかと思うが、点字ブロックについての安全管理措置についてどう考えるのか伺う。	安全管理措置として点字ブロックガードパイプ等を設置するのは、車いすの方や図書館利用者にとっては危険となる場合もあり、困難と考えます。 来館時には、ご要望に応じて近隣のご指定場所まで職員が送迎するなど、安全確保を考えております。	点字図書館
9月	市の施設・公園	第二庁舎の喫煙室設置の有無について	改正健康増進法の制定により、行政機関は速やかに対応すべきであるが、新庁舎の建設に伴い第二庁舎の1階が自転車置場になることに伴い、現在ある喫煙室を廃止するのか、2階又は3階に設置するのか、法を踏まえ高知市としての見解を知らせてもらいたい。	「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)が平成30年7月25日に公布されたことを踏まえ、「政令で定める日(平成31年7月1日を予定)」に従い、喫煙室は撤去する方針です。	総務課
4月	市の施設・公園	龍馬の生まれたまち記念館の案内看板について	8日の日曜日に記念館へ行きました。電車を降りて誕生地碑はすぐに分かったのですが、記念館の場所がなかなか分からず、近所の人に案内していただき、やっと到着しました。 誕生地碑と同様に、大きい看板を国道に出していただけないか。	今回、せっかく龍馬の生まれたまち記念館にご来館いただいたにもかかわらず、電停からのご案内が不足し、ご不便をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。 ご要望いただきました案内看板の設置について、昨年までは国道に面した建物に設置しておりましたが、建物所有者のご事情により撤去することとなり、現在は国道から見える分かりやすい位置には看板がない状況となっております。国道から龍馬の生まれたまち記念館に向かう道路の電柱に道案内の表示を行ってはおりますが、国道付近への看板の設置に当たっては、道路管理者や施設管理者等の許可が必要といったハードルが多く、新たな看板の設置に至っていないのが現状でございます。 しかしながら、ご来館いただく皆様にスムーズなご案内ができるよう環境の整備を行っていくことはとても大切なことと考えますので、関係機関とも協力を図りながら対策を検討してまいります。	観光振興課
7月	市の施設・公園	高須公園(葛島三丁目)の苦情相談について	当地区は住宅専用区域でもあり、公園の設置条件にも多々規制がある事と思われませんが、次の状況にあります。 ・利用者のマナーでもありますが、周辺道路は駐車禁止にもかかわらず、駐車による地域住民の通行の支障や騒音が発生している。 ・フェンス越えのボールが自家用車に当たり20数万円の修理代が発生する被害があった。 静かで安心安全に老後を迎えることを考え、ここを定住地と定めた訳ですので意を検討していただき、解決対策を一考願い住み良い地域としていただくと願うばかりです。	平成30年7月に高須公園の愛護会長ともお話しさせていただき、より利用者が気付きやすいように注意喚起の看板の内容と設置場所を再検討し、設置させていただいております。 なお、今後につきましても、良い対策がないか検討してまいります。	みどり課
7月	市の施設・公園	中央老人福祉センターの駐車場について	大膳町にある中央老人福祉センターの駐車場の件ですが、高知銀行の駐車場に停めています。もし、了解を得てのことだとしても利用客が停められないのはいかがなものでしょう。ATMの稼働時間内は控えるべきではないでしょうか。改善を求めます。	本市では、中央老人福祉センターのある小高坂会館を利用される方々の駐車場所については、高知銀行のみならず、小高坂会館の敷地外の駐車場を利用することは認めておりません。 したがって、小高坂会館を管理運営を委託しております「小高坂会館運営委員会」に対し、利用者が高知銀行を含め、当該施設以外の駐車場を利用しないよう周知徹底することを依頼し、同会館に周知の文書を平成30年7月27日付けで貼り付けいたしました。 今後とも近隣住民の皆様にも、ご迷惑をお掛けすることのないよう運営に努めてまいります。	高齢者支援課
8月	市の施設・公園	図書館の利用について	オーテピアをはじめ学習室を設けている図書館が増えている中、分館の下知図書館には学習室がありません。図書館の上階には幾つかの会議室もあり、なぜ開放していただけないのか疑問に思います。 江ノ口市民図書館も同様かと思えます。ぜひ高知市児童・学生のためにも検討していただけないでしょうか。	ふれあいセンター等に設置している市民図書館分館・分室には、館内での資料閲覧や調べ物に供するためのテーブルを設置しておりますが、持込みでの学習はご遠慮いただいております。 また、スペースに限りがあるため、学習室の設置や学習スペースの確保は、困難と考えます。 なお、ふれあいセンター等の会議室は、事前予約制で地域活動や生涯学習活動にご利用いただいているため、学習室として開放することは困難ですが、ふれあいサロンにつきましては、ふれあいセンター等の職員が常駐している火曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで、どなたでもご利用いただけます(ただし、三里ふれあいセンター及び弥右衛門ふれあいセンターは除きます。)	図書館・科学館課